

障害福祉サービス事業 メイプル・ぷらす

就労継続支援 B 型料金表

1. 施設利用に関する利用料金

総単位数（基本サービス費＋各種加算）×10.17円（1単位当たりの費用額）が総費用額（小数点以下切捨）となり、基本的には90%が代理受領額、10%が自己負担額となります。

①基本サービス費（訓練等給付費）

※請求額に関しては小数点以下の端数もあるため参考値となります

請求区分	職員配置	請求単位 (単位/日)	請求額 (円/日)	代理受領額 (円/日)	自己負担額 (円/日)
就労継続支援 B 型 サービス費(I)36	7.5 : 1	508	5166	4649	517

・定員41人以上60人以下の給付費単価となっております。

②各種加算

（令和5年4月現在、 部の加算は全ての利用者を対象に算定しています。その他の加算については該当される場合のみの算定となります）

加算項目		請求単位 (単位/日)	請求額 (円/日)	代理受領額 (円/日)	自己負担額 (円/日)
1	福祉専門職配置加算Ⅲ	6	64	58	6
2	目標工賃達成指導員 配置加算3	75	763	687	76
3	就労移行支援体制加算Ⅰ	36	366	329	37
4	初期加算	30	305	275	30
5	欠席時対応加算	94	955	860	95
6	利用者負担上限額管理加算	150	1525	1373	152
7	食事提供体制加算	30	305	275	30
8	福祉介護職員処遇改善加算Ⅱ	月の総単位数 × 40 / 1,000 (単位)			
9	福祉介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	月の総単位数 × 20 / 1,000 (単位)			

- 1.職業指導員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上
- 2.目標工賃達成指導員を配置することにより6：1以上の人員配置
- 3.就職後6カ月以上就労継続している人数に応じて
- 4.利用開始日から起算して30日以内の期間
- 5.急病等により利用を中止した際に連絡調整や相談援助を行った場合（月4回まで）
- 6.事業所が利用者負担額合計の管理を行った場合
- 7.収入が一定以下の利用者に対し、事業所が食事を提供した場合

※利用者負担の上限について

原則として総費用の1割が利用者の負担となりますが、世帯の所得に応じて1ヶ月あたりの上限額を定め、負担が重くならないようにしています。また受給者証に「新潟市利用者負担軽減措置制度対象者」と記入されている場合は新潟市独自の軽減措置により、利用者負担額が2割軽減されます。

所得を判断する際の世帯の範囲	
種別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (施設に入所する18,19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する18,19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

区分	対象者	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯（年収概ね600万円以下）	9,300円
一般2	一般1以外の課税世帯	37,200円

2.食費及びその他のサービスに関する料金

以下については、料金として実費を頂きます。

食事代（昼食）	670円/日（食材料費370円） （食事提供体制加算対象者は食材料費のみ）
行事食	実費
日常生活上必要な諸費用	実費
教養娯楽費等	実費

令和5年4月1日現在